

広島県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十七年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（西部建設事務所）

三 事務所の所在地

広島市南区比治山本町一六一―一二

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成二十二年九月十六日付け広島県公告の事業地のうち、広島市南区向洋新町一丁目、向洋新町二丁目、向洋新町三丁目及び向洋本町並びに広島市安芸区船越南四丁目並びに安芸郡府中町桃山一丁目並びに安芸郡海田町南昭和町、寿町、栄町、南大正町、曙町、幸町、西浜及び浜角を削る。

2 使用の部分

平成二十二年九月十六日付け広島県公告の事業地に、広島市南区向洋新町二丁目及び向洋新町三丁目を加え、広島市南区向洋新町一丁目及び向洋本町並びに広島市安芸区船越南四丁目並びに安芸郡府中町桃山一丁目並びに安芸郡海田町南昭和町、寿町、栄町、南大正町、曙町、幸町、西浜及び浜角地内において、事業地を変更する。